

3. 案件

(1) 東第2浄水場耐震補強他工事

意見・質問	回答等
<p>○1回目の入札では参加申込業者がなく、2回目は入札参加資格の条件を変更し、入札を実施したと思うが、どのように条件を変更したのか説明をお願いしたい。</p>	<p>・この工事は、浄水場の新設工事又は耐震補強工事の施工実績を実績要件としていましたが、浄水場の新設工事が全国的に少ないことから申込業者がなかったと考えられます。そこで、施工実績を浄水場に限定するものではなく、水道施設の貯水施設や配水池等も含めることのほか、募集地域を近畿圏内から国内に広げることを条件とし、再度、入札公告をさせていただきました。</p>
<p>○参加可能業者の募集地域を近畿圏内から国内へ広げているが、結果からみるとあまり効果的ではない。2回目の入札に向け、参加可能業者が少ししか増えない条件の変更では、競争性を担保するうえでもよくないと思うが。</p>	<p>・本市としては、浄水場の浄水池の耐震工事ということで、飲料水を貯水する部分であることから、水道施設工事の施工実績については、これ以上の条件緩和は考えていませんでした。国内の参加可能業者の中には、水道施設工事を専門とする大手の業者も多数ありましたので、そういった業者に手を挙げていただきたかったというのが正直なところであります。</p>
<p>○参加資格の条件を変更したにも関わらず、結果として参加業者が少なかった。この結果から、他の要因について、再検討されたのかを聞きたい。</p>	<p>・この工事については、浄水場を新設するのではなく、既存の建物を使用しながら地下にある浄水池の部分のみを耐震化するということが非常に難度の高い工事であること。また、2か年の継続事業で行っていることから、配置技術者が長期間拘束されること等が、入札参加を見合わせた要因ではないかと推測しています。</p>
<p>○この工事は、土木工事が主な内容になるのか。</p>	<p>・耐震補強であるが、土木工事的なものになります。</p>
<p>○水道施設工事という形で受注すると、土木工事を併用して施工できる業者が少ないのか。</p>	<p>・工法につきましては、せん断補強の鉄筋工法を採用していますが、その工法による施工可能な業者が少ないというのが現状です。</p>

様式 6 - 1 (定例会議)

<p>○今後、例えば、JVのような形で募集する等、検討しておかないと難しいと思う。業者の登録で、最希望にできる工種は一つなのか。</p> <p>○水道施設工事で発注された工事では、土木工事を最希望で登録している業者は外れてしまうのか。</p> <p>○水道業者では、耐震補強の知識がある業者が少ないと思う。土木工事で発注していれば、また違う結果になっていた可能性はあるのか。</p> <p>○こういう工事は頻繁にあるものではないと思われるが、入札が取り止めになったので変更すれば良いということではない。1回目入札公告をする前に条件を十分に吟味していただきたい。</p>	<p>・そのとおりです。</p> <p>・そのとおりです。</p> <p>・市民の飲料水を扱うということで、水道施設に精通している業者に発注することが最善であると考えています。</p> <p>・今後、同様の案件を実施する際には、多数の業者に参加いただけるよう、入札参加条件の設定について十分検討して実施します。</p>
--	---

(2) 神足小学校 (北西・北東棟) 防水・外壁等改修工事

意見・質問	回答等
<p>○最低制限価格の算出方法は、入札価格の最高金額と最低金額を除いて平均したものに一定の割合を掛けたものでよかったか。</p> <p>○一定の割合は公表されているのか。</p>	<p>・そのとおりです。</p> <p>・最低制限価格制度運用基準で変動制の場合は 85%と定めております。</p>

(3) 市道第 3 0 4 3 号線舗装維持工事

意見・質問	回答等
<p>○毎回のことではあるが、舗装工事は入札金額にかなり開きがあり、落札率が非常に低い。前回の委員会で、品質に問題がないとの説明を受けているので、落札価格が低額でも問題はないが、最低制限価格を設定しないのは、どのような経緯からか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の最低制限価格運用基準の適用範囲は、工事については、500万円以上としています。本工事については、500万円未満であるため最低制限価格は設けておりません。
<p>○工事価格によって、最低制限価格が設定されないということか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状ではそうなります。最低制限価格の適用について、国からの更なる品質確保とダンピング受注の防止対策を強化することにより、下請け業者へのしわ寄せ対策と共に技術労働者への処遇改善対策につながることから、最低制限価格運用基準の適用範囲について見直しの要請がありました。本市でも最低制限価格運用基準の適用範囲を500万円以上から130万円を超える入札に係る案件へ見直し、令和4年4月1日からの適用を考えています。
<p>○建設コンサルタント系の委託業務等の見直しはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務等につきましては、50万円以上に最低制限価格を適用していますので、見直しは行いません。
<p>○最低制限価格運用基準の適用範囲を130万円以上に見直すが、変動制の掛け率85%は見直さないという理解でいいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、130万円超を適用する検討を行なった際に率についても検証しましたが、現時点においては見直しをしない結論となりました。引き続き、率について経過を注視し、適当であるかの検証をしていきます。

(4) 市道第 4 0 7 9 号線交差点カラー化工事

意見・質問	回答等
<p>○入札を辞退している業者が複数あるが、要因は何が考えられるのか。</p> <p>○辞退届に辞退理由の記載を求めることについて、検討しているのか。</p> <p>○辞退理由の記載を義務化すると、業者が、入札を辞退することが印象としてあまりよくないと考え、入札に参加すること自体を見合わせるようになるのではないか。</p> <p>○今回の抽出案件等見ると、全体として入札参加業者数が少ない印象がある。辞退届に辞退理由を記載することに関しては、入札参加業者の減にならないよう一定の考慮をした上で、検討していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退に関しては、辞退届が入札前に提出されますが、辞退理由の記載欄が無いため、こちらでは辞退理由の把握はできていません。 ・ 辞退届については、電子入札システムに業者の方で辞退というチェックを入れて送信するということになっています。システムの中で、辞退理由の記載が可能かどうか確認します。 ・ 業者にとっては負担となり、入札参加を見合わせる可能性はあると考えます。 ・ 次回までに検討します。

(5) 西山公園体育館電気設備改修工事

意見・質問	回答等
<p>○簡易公募型指名競争入札で参加業者がなかったため、条件付一般競争入札に変更となっている。当初、入札等参加業者公募・選定基準のとおり簡易公募型指名競争入札としているが、2回目は条件付一般競争入札に変更し、地域を広げて入札公告している。これは、基準に当てはまらないのではないのか。</p> <p>○1回目は選定基準に基づき条件設定されているが、2回目は何に基づき条件設定されているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡京市内に本工事の参加資格のある登録業者が6社該当していたことから、1回目は選定基準のとおり簡易公募型指名競争入札を設定しました。2回目につきましては、基準のとおり、京都府内業者に枠を広げることも検討しましたが、再度、入札が不調となることの無いよう、近畿圏内まで範囲を広げた上で設定しました。 ・入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準になお書きがあります。基準は標準的なものであり、これにより難しい場合や、趣旨に反することになる場合は、別途、業者選定委員会で決定するとなっておりますので、今回、近畿圏内まで枠を広げるということで、選定委員会に諮ったうえで決定しました。

(6) 滝ノ町 2 丁目地内配水管布設替工事

意見・質問	回答等
<p>○一般的に管工事は、入札価格に差がつきにくいものなのか。</p> <p>○他社と差をつけるとすれば、人件費等になるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管工事については、材料の規格が決まっています。材料価格に差がつかないことが、入札価格に差がつかない原因の一つと考えられます。 ・諸経費の部分になります。

(7) 長岡京市アルコール貯蔵庫設置工事

意見・質問	回答等
<p>○入札参加資格は市内業者限定になるのか。 アルコール貯蔵庫を造るのは、技術的に難しいものではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらについては、製品としてアルコール貯蔵庫があり、それを設置するものです。今回、土間コンクリートの打設、消防法により決められた換気扇の設置に伴う電気工事がありましたので、消防検査を受検する必要があるため、建築一式で発注しております。工事自体は、製品を取り寄せ、後はコンクリート打設と電気の接続ですので、市内業者も十分施工可能なものです。
<p>○起工年月日が5月24日で、業者選定委員会が4月15日となっているが。業者選定委員会は、起工してからではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、起工が完了してから選定委員会の開催を原則としております。今回の工事につきましては、現在、施工中の新庁舎建設工事に伴う工事車両の進入路の関係から、アルコール貯蔵庫の早期移設が必要となりました。また、新型コロナウイルス感染症の関係で、消毒用のアルコールを大量に保管する必要があり、急遽発注する必要性が生じたことから、仕様の概要が固まった段階で選定委員会を行いました。
<p>○緊急の場合はやむを得ないと思うが、その内容を監視委員会の資料に記載していただきたい。違和感に気づかなければ、議論にもならなかったと思う。工事内容も資料では見えにくい部分があり、数字と流れだけしか判断する基準が無いので、そのあたりも工夫していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の入札経過ではないものについて、次回から資料に記載いたします。また、資料の内容についても、更に議論していただけるよう工夫いたします。
<p>○この案件の話ではないが、各入札結果の欄に落札率を記載していただきたい。落札率というのは大きなポイントになるので、見やすくしていただけたらと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この件につきましても、次回から、抽出案件説明書や入札結果に記載させていただきます。
<p>○令和3年4月から法定福利費の明示を追加されている。工事現場の作業員に対する福</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市でも、検査時に法定福利費の明示について、元請業者に指導しております。現状とし

様式 6 - 1 (定例会議)

<p>利厚生が主な目的であると認識しているが、これにより何か効果があったのか聞かせていただきたい。</p> <p>(委員長まとめ)</p> <p>抽出案件 7 件を審議し、入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<p>ましては、法定福利費を明示することにより、福利厚生のため支払う費用のうち、業者が負担する部分についての理解が、徐々にではありますが、浸透しつつあります。</p>
---	---